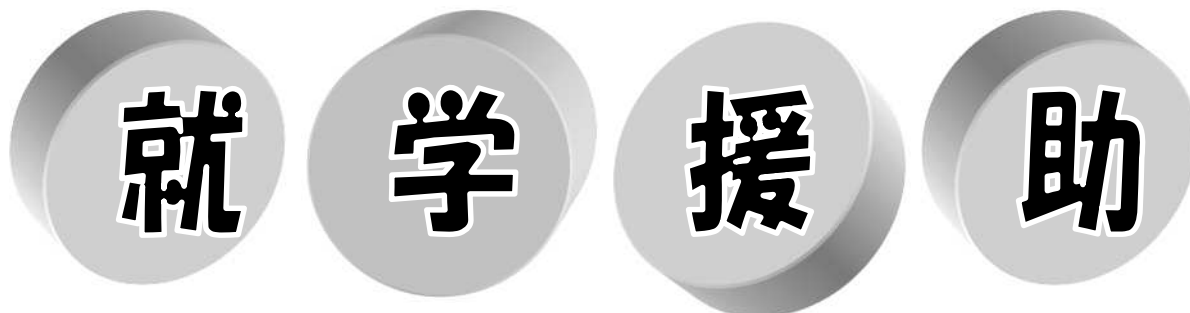
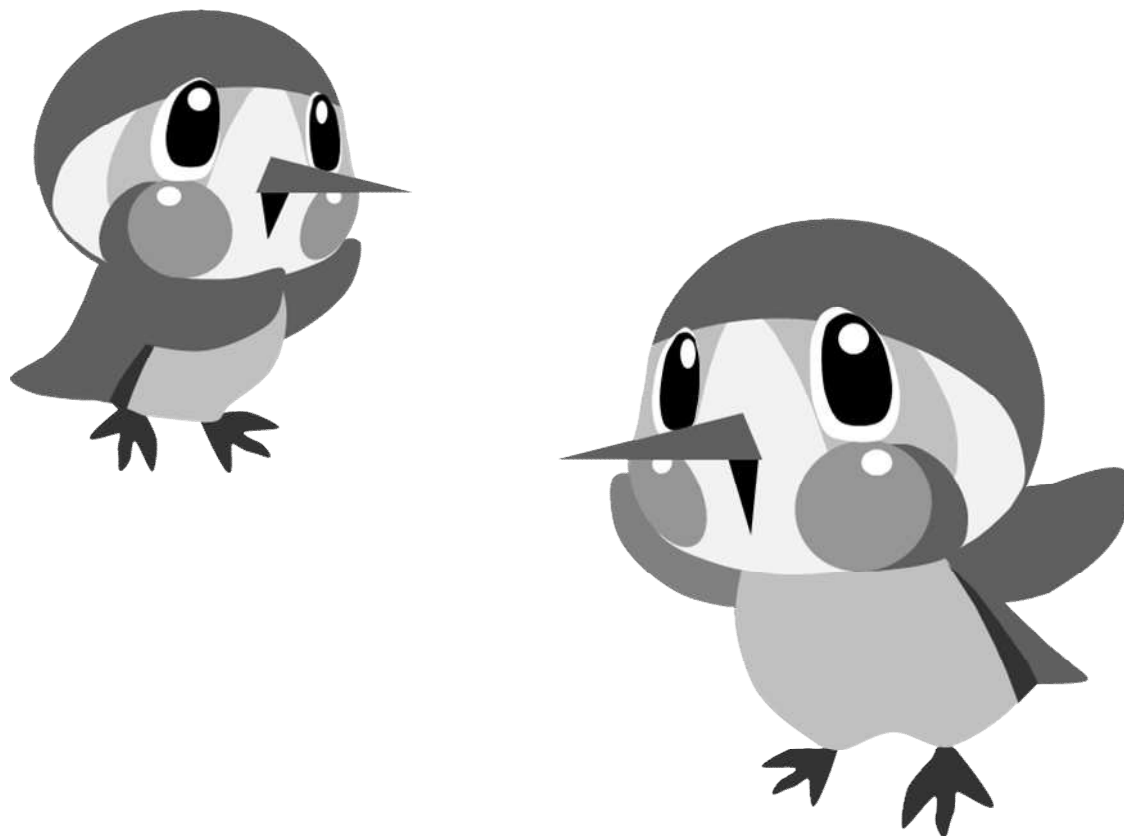


学用品費・給食費・修学旅行費等の
援助のお知らせです

令和6年度版



制度のお知らせ



綾瀬市教育委員会
学校教育課

電話：0467-70-5654(直通)

綾瀬市では、お子さんの小・中学校での就学にあたり、経済的な理由でお困りの方に、学用品費や給食費など、就学に必要な費用の一部を援助しています。

1 援助を受けられる世帯

綾瀬市立の小・中学校に在籍している児童生徒、又は、綾瀬市内に居住し、国立小中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）私立小中学校に在籍している児童生徒がいる世帯で、世帯全員の総所得金額の合計額が生活保護基準をもとに計算される所得限度額より低い世帯が援助の対象となります。

【所得限度額の目安】

令和6年度の基準にて算出

世帯人数	世帯構成等	住宅の種類	所得限度額の目安
2人世帯	母 35 歳、子 8 歳	借家等	約 2,979,000 円
		持家	約 2,156,000 円
3人世帯	父 35 歳、母 35 歳、子 8 歳	借家等	約 3,554,000 円
		持家	約 2,664,000 円
4人世帯	父 45 歳、母 45 歳、子 14 歳、子 10 歳	借家等	約 4,229,000 円
		持家	約 3,339,000 円
5人世帯	父 45 歳、母 45 歳、子 17 歳、子 14 歳、子 10 歳	借家等	約 4,573,000 円
		持家	約 3,682,000 円

所得限度額は、あくまでも目安となります。

世帯の人数や年齢、住宅の種類（家賃等の金額）により所得限度額は異なります。

総所得金額とは、所得税法上の総所得金額です。

給与所得のみの場合：源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の額。

公的年金のみの場合：源泉徴収票の「支払金額」欄の額から「源泉徴収税額」欄の額を引いた額。

給与所得・公的年金以外の所得がある場合：確定申告書の「所得金額等の合計」欄の額。

2 援助の内容

（令和6年1月現在）

援助項目	内容	援助限度額（年額）	
		小学校	中学校
給食費	学校給食にかかる費用 綾瀬市立の学校に通学している場合は、学校給食センターへ直接支払いをします。	(月額)4,400 円	(月額)4,900 円
学用品費	学用品などの購入費	11,630 円	22,730 円
通学用品費	靴などの購入費（1年生は対象外）	2,270 円	2,270 円
新入学学用品費	ランドセル・制服などの購入費	54,060 円	対象外（注1）
入学準備費			対象外
校外活動費	前年度に入学準備費の支給を受けていない4月1日援助開始の小学校1年生が対象	(小6) 63,000 円	
校外活動費(宿泊)	遠足などの宿泊のない校外活動の交通費・見学科料等（中学校3年生は対象外）	1,600 円	2,310 円
校外活動費(宿泊)	宿泊のあるキャンプなどの交通費・見学科料等	3,690 円	6,210 円
修学旅行費	修学旅行の交通費・宿泊費・見学科料等	22,690 円	60,910 円
体育実技用具費	授業に使用する道着や防具などの購入費（部活動は対象外）	対象外	(柔道) 7,650 円 (剣道) 52,900 円
医療費	次の疾病治療にかかる医療費 トラコーマ及び結膜炎 白癬、疥癬及び膿痂疹 中耳炎 慢性副鼻腔炎及びアデノイド 齲歯（むし歯） 寄生虫病（虫卵保有を含む。）	健康保険の自己負担分 (健康保険適用外のものは対象外) 特別な事情等により、こども医療費助成が利用できない方が対象となります。	

(注1) 新入学学用品費は、他の市区町村からの転入者で転入前の市区町村から同様の援助を受けていない場合は中学校1年生でも支給されます。援助限度額は63,000円です。

(注2) 翌年度小学校入学予定者に対する入学準備費の援助を受けるためには、別途申請が必要です。対象者には、10月下旬に御自宅に申請書等をお送りします。

援助項目や援助限度額は令和5年度のもので、令和6年度は変更されることがあります。

お子さんが綾瀬市立の学校へ通う場合、給食費は申請後、審査結果が出るまでの数ヶ月間は引き続きお支払いいただく必要があります。結果が「認定」の方は、給食費の引き落としが止まります。お支払いいただいた給食費のうち、就学援助認定月（援助開始月）以降の給食費は援助対象となりますので、手続き完了後に学校給食センターから保護者の方に還付されます。なお、給食費は学校給食センターへ直接支払うため、保護者の方への支給はありません。

給食費は、お子さんが綾瀬市立の学校以外の学校に通う場合は、保護者の方へ支給されます。

校外活動費（宿泊）、修学旅行費、体育実技用具費は、援助限度額の範囲内で実際にかかった額が支給されます。

3 申請方法

(1) 提出書類

就学援助申請書

学校ごとに作成してください。小学生と中学生がいる世帯は、申請書は2枚必要です。

家賃等の金額が確認できる書類（借家等にお住まいの方のみ）

所得限度額の算出には、家賃等の金額が必要となります。賃貸借契約書等で、「家賃等の金額」「賃借人名義」「物件」「最新の契約期間」がわかるものの写しを提出してください。

令和5年の所得を証明する書類

令和6年1月1日現在、住民登録が綾瀬市にある方

原則、添付書類（源泉徴収票の写し等）の提出は不要です。ただし、所得の申告が必要な方（自営業の方、複数の所得があった方、収入がなかった方等）は、必ず申告の手続きを行ってください。

令和6年1月1日現在、住民登録が綾瀬市以外の方（1月2日以降に綾瀬市に転入した方）

同一世帯で収入のあった方全員分について、次のいずれか一つを添付してください。

給与所得、年金所得以外のある方は、イ又はウを提出してください。

ア．「令和5年分給与所得の源泉徴収票」又は、「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」の写し

イ．「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）」の写し

ウ．「令和6年度市県民税所得証明書」（注）

(注) 令和6年1月1日現在住民登録のあった市区町村で取得してください。申請に必要な令和6年度市県民税所得証明書（令和5年分の所得金額が記載されたもの）は、6月にならないと取得できません。この場合、 の書類（借家等にお住まいの方は も併せて）を提出期間内に提出し、令和6年度市県民税所得証明書は、6月に取得後速やかに提出してください。

【ケース1】持家で、令和6年1月1日に綾瀬市に居住 提出書類は、

【ケース2】持家で、令和6年1月1日に綾瀬市以外に居住 提出書類は、

【ケース3】借家等で、令和6年1月1日に綾瀬市に居住 提出書類は、

【ケース4】借家等で、令和6年1月1日に綾瀬市以外に居住 提出書類は、

(2) 提出期間、提出先

令和6年4月1日(月)から 令和6年4月30日(火)

お子さんの通学している学校 又は

綾瀬市教育委員会学校教育課(綾瀬市役所6階)

郵送不可

この申請は、令和6年度分(令和6年4月~令和7年3月)のもので、

令和5年度に就学援助(小学校入学準備費を含む)を受けていた方で、令和6年度も援助を希望する場合は、上記提出期間内にあらためて申請書の提出が必要です。

上記提出期間内に申請し、審査結果が「認定」となった場合は、「4月1日」が認定日となります。

上記提出期間を過ぎてから申請した場合は、申請月に応じて援助額が減額され、援助項目によっては支給されない項目があります。この場合の最終申請期限は、令和7年2月28日です。

小学生と中学生のお子さんがある場合など、複数の学校にお子さんが通学している世帯は、それぞれの学校ごとに申請書を作成してください。

国立小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 私立小中学校に在籍している児童生徒の場合は、在学している学校ではなく、学校教育課(市役所6階)に提出してください。

令和7年4月に小学校入学予定のお子さんのいる世帯で、小学校入学前に入学準備費の支給を希望する方は、11月に別途申請が必要です。対象者には、10月下旬に御自宅に申請書等をお送りします。

(3) 申請書の記入についての注意事項

黒ボールペンで記入してください。(鉛筆や消すことができるペンでは記入しないでください。)

申請書は学校ごとに作成してください。小学生と中学生がいる世帯は、申請書は2枚必要です。この場合、添付書類を提出する必要がある世帯は、それぞれの申請書に添付してください。

「学校」「学年」は、令和6年度の内容を記入してください。

「続柄」は、対象児童生徒から見た続柄を選択又は記入してください。

「職業・学校等」は、令和5年12月31日時点の内容を次のように記入してください。

(例：会社員、自営業、アルバイト、パート、無職、大学1年、高校1年、幼稚園、保育園など)

住宅について欄のうち、『3.親族等の持家 住宅費用としての支払い「有」』に該当する場合は、毎月支払っている金額を記入し、その事実が確認できる書類を添付してください。添付することができない場合は、個別に御相談ください。

生活保護受給について欄が「有」に該当する場合は、「要保護」区分での認定となりますので、申請書を記入・提出する必要はありません。

振込口座について欄で、振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店名、店番、口座番号(7桁)を記入してください。(注)記号(5桁) 番号(8桁)ではありません。

4 その他

キリトリ線で切り取り、就学援助申請書を提出してください。

審査結果(「認定」又は「否認定」)は、6月下旬以降に通知します。

申請手続き後に世帯構成の変更など、申請内容に変更が生じた場合は、必ず学校教育課まで御連絡ください。変更内容によっては、審査結果が変わることがあります。